

國學院大學學術情報リポジトリ

The Geopolitics of Nagata-Oh's Songs on the Mizushima Island in Kumamoto

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 土佐, 秀里 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000852

長田王「筑紫水鳥歌群」の地政学

—景行天皇熊襲平定伝承の再生—

土佐秀里

キーワード

万葉集 隼人 大宰府 長田王 水鳥

一 梅花の宴と「遠の朝廷」

元号が「令和」と改まり、その出典たる万葉集と巻五梅花宴歌もにわかに注目を集めている。その、大伴旅人主催の天平二年正月十三日筑紫梅花宴には、大弐・少弐から薬師・算師に至る大宰府勤務の官人と、筑前および筑後・豊後といった周辺諸国の官人が参加している。さらに島嶼部から壱岐守・壱岐目・対馬目が出席し、遠く南九州からも大隅目・薩摩目までがこれに加わっている。いくら大宰帥主催とはいえ、旅人の「宅」で開かれた趣味的と見える集宴に、九州全域に及ぶ広範囲から参加者があったことに改めて驚かされる。もちろん彼らがこの風流韻事のためだけにわざわざ諸方から呼び集められたはずはなく、朝賀など本来の公務があつて正月のこの時期に大宰府に偶々滞在していたところを、梅花宴にも誘われたということなのだろう。

「天皇の遠の朝廷」と謳われた大宰府は、西海道九国三島、すなわち九州全体を統括する一大官庁であり、朝廷の外交と軍事の一大拠点であった。府域には都と同じく条坊が整備されていたと推定されており、「此の府は人物殷繁にして天下の一都会なり」（『続日本紀』神護景雲三年十月十日大宰府言）とまで言わしむるほどに都市化が進んでいた。従つて旅人が「やまともここも同じとそ念ふ」（6―九五六）と歌つたのも、必ずしも虚勢ばかりとは言いい切れない。梅花宴の一首に「諸人の遊ぶを見れば都しそ思ふ」（5―八四三）とあ

るのも、大和への望郷の思いだけではなく、都に匹敵する大宰府の繁栄ぶりをも述べているのである。天皇こそ不在だが、大宰府は九州にある擬似的な「朝廷」であり、擬似的な「都」でもあった。その頂点に君臨するのが大宰帥である。大宰帥は、左右大臣・大納言に次ぐ地位の高官であったが、それは「朝廷の九州支部」における擬似的な「王」としての役割を担っていたからである。言うなれば外国に駐劄する特命全權大使のようなものである。

筑前に置かれた大宰府は、九州全体を所管しなければならなかったので、「大宰の管内の大隅・薩摩・多嶺・杵岐・対馬等の司に闕あらば、府の官人を選びて權に補せ」(『続日本紀』養老六年四月十六日制)とあるように、辺縁の国司が大宰府から臨時に派遣されることがあった。とくに辺縁国に対してこのような規定がなされたのは、大宰府設置の目的でもある辺境防衛に直接関わる重要な地域であったからである。職員令の大国国司条(七十条)に「杵岐・対馬・日向・薩摩・大隅等の国は、鎮捍・防守及び蕃客・帰化を惣べ知れ」と規定されるように、これらの国々は軍事・外交上の特別の任務を帯びていた。辺縁の国司が大宰府に参上する機会は多く、大宰帥主催の梅花宴に、杵岐・対馬や大隅・薩摩からも参加者があったことを、ことさらに異とするには及ばない。

杵岐・対馬の地政学的重要性は、言うまでもなく対新羅防衛にあった。杵岐・対馬に防人を常駐させていたのも、そこが対朝鮮半島防衛の最前線であったからである。日本と新羅の関係は天平七年に至って極度に悪化し、天平宝字三年には征討計画も立てられるに至る。天平二年前はまだまだそこまで関係悪化が進んでいたわけではないが、新羅に対して朝貢を求めていた以上、絶えざる緊張関係は持続していたはずである。従って、大宰府は杵岐・対馬の情報を細かく収集する必要があるが、天平二年正月のこの時にも、杵岐・対馬司は帥大伴旅人に対してさまざまな報告を行ったことであろう。

大隅・薩摩両国は隼人の居住地である。いずれも令制国となったのは和銅年間のことであり、班田収授からも除外されていた。つまりこの地域は長らく朝廷の影響力が及び難い独立地帯であったということである。この両国の地政学的重要性は、改めて言うまでもなく隼人対策という一点にあった。大宝年間以後、隼人はしばしば朝廷への叛乱を起こしている。一元的均質的な律令制の開始が、隼人との対立を激化させたと言える。特に養老四年の叛乱は最大規模の戦鬪となり、このとき鎮圧の責任者として征隼人持節大將軍に任ぜられたのがまさに大伴旅人その人であった。梅花宴が開かれたのはちょうどその十年後のことである。また梅花宴の前年の天平元年は、六年に一度の隼人大替の年に当たっており、六月には「薩摩隼人」が、七月には「大隅隼人」が上京し朝貢を行っている。その管轄と中継を行っ

たのももちろん大宰府である。かつての征隼人大將軍であり、現在は大宰帥である旅人にしてみれば、薩摩・大隅の隼人の動向は絶えず気がかりであつたらうし、隼人大替に際しての監視警戒も嚴重なものであつたらう。

梅花宴の二か月後、三月七日に大隅・薩摩両国からの要請が大宰府を通じて朝廷に伝えられている。これは宴の前後に、両国からの報告が旅人のもとに齎されたということの意味している。その要請はというと、前年の天平元年冬に朝廷は六年一度の班田を開始したところであつたが、大隅・薩摩については班田の実施を見送つてほしいという内容であつた。班田を強行すれば「喧訴」が多発する恐れがあるというのがその理由だが、「喧訴」というのは実態としては暴動だらう。結局、朝廷は大隅・薩摩に対しては特例を認め、班田実施を延期する。班田実施に強硬な朝廷でさえ特例措置を認めざるを得ないほど、隼人の抵抗は頑強であり、その潜在的軍事能力が現実的な脅威として受け止められていたことがわかる。梅花宴の裏にある現実では、こうした事態が進行していた。

だがもちろん、辺縁国司の参加を以て、梅花宴が政治的な集会であつたとか、ましてや梅花宴歌が政治的な意味を有していたということにはならないし、そのようなことを主張するつもりもない。大宰府での公的儀礼が多い正月に、大宰帥という地位にある人物の邸宅で宴会が開かれれば、たとえそれが私的な集いであつたとしても、出席者がこのような面々になるのは当然のことであり、そこに格別の意図や意味があるわけではない。しかし、旅人個人の意図はどうあれ、また梅花宴の趣意がいかにも文雅的で遊戯的なものであつたとしても、大宰帥という絶対的権威者が主催したものであり、正宴儀礼を模倣するものである以上は、政治的な構造から逃れることはできなかつたのではないか。そのことは梅花宴歌の没個性に端的に表れていると言える。

「遠の朝廷」とは、言うなれば朝廷の擬制である。政庁は内裏の擬制であり、府域は都城の擬制である。従つて大宰帥とは、「遠の朝廷」を治める天皇の擬制として機能せざるをえない。そういう秩序が、律令官人には内面化されているのである。ゆえに旅人の私邸で開かれた梅花宴は宮廷公宴の擬制であり、列席者の歌々は侍宴応詔歌の擬制にならざるをえない。吉田宜が梅花宴を評して「杏壇各言」（孔子とその弟子）と喩えたのは、いささか見当違いの評言にも見えるが、一面ではこの梅花宴の構造を的確に言い当てている。風流韻事の実践というよりも、むしろそこにツリー状の秩序が貫かれていることを見抜き、組織力とか団結力の方を評価したというのは、吉田宜の律令官人ならではの観察眼が働いている。

宮廷儀礼に隼人や新羅使が列席するのは、華夷秩序の再確認であるとともに、朝廷の支配領域の再確認である。梅花宴に壹岐・対馬司

や薩摩・大隅司が列席していることは、そうした宮廷儀礼の政治的構造を縮小的に反復していると評することができる。大宰府における朝賀等において旅人は天皇を代行し、擬似的に宮廷を演出したわけだが、梅花宴においても、おそらくは無意識に宮廷儀礼の構造を反復したのである。その宴に九州南縁の薩摩・大隅からも参加者があるということが、大宰府が九州全体を確実に掌握していることの確認となり、朝廷の支配領域を再確認することに繋がる。梅花宴の意図せざる政治性とはそのようなものであった。

二 「隼人の湍門」と「隼人の薩摩の迫門」

大宰府が絶えず薩摩・大隅に目を向け、隼人の動向に気を配っていたことからすれば、大宰帥大伴旅人が詠んだ次の一首に「隼人」という語があることの意味を、徒に過小評価するわけにはいかない。

帥大伴卿、遙かに芳野離宮を思ひて作る歌一首

隼人の湍門の磐も年魚走る芳野の瀧に尚ほ及かずけり(6—960)

「隼人」の語は万葉集中にわずかに三例しかない。うち二例は地名としての用例であり、どちらも九州で詠まれている(残る一例は畿内隼人の吠声⁽⁴⁾を詠む)。たとえ地名とは言え、九州の地において「隼人」という語を用いれば、現実に九州に居住している隼人集団を聯想しないはずがない。八世紀に入って隼人は度々叛乱を起こしている。律令官人にとって隼人が現実的な脅威として存在している以上、「隼人の湍門」をただの地名で済ますわけにはいかない。

右の旅人歌では、「隼人の湍門の磐」と「年魚走る芳野の瀧」の二つの景が対比され、やはり吉野の佳景の方がすぐれていると結論する。「隼人の湍門」が景勝地として都にまで知られていたというのならともかく、そのような傍証が見当たらない以上は、ただ美景として比較しただけの歌だと見るのは無理がある。「吉野を思ふ」ではなく「芳野離宮を思ふ」とあることからすれば、ここでの「芳野」には王権の地という含意があることになる。そうなると「隼人」は、王権と対比されるものとしてここに持ち出されていると考えなくてはならない。

神亀元年、旅人は「芳野離宮」を讃える歌を詠み、「昔見し象の小川を今見れば」と歌った(3—315・316)。そして大宰府赴任

後にも「昔見し象の小川を行きて見むため」(3—三三二)と歌い、「夢のわだ湍にはならず湍にしありこそ」(三三五)とも歌っている。これを見れば、旅人の吉野に対する思慕には並々ならぬものがあるということになるが、しかしその根底にあるものは、個人的な愛着というより、吉野離宮が王朝の歴史とともにあることへの讃嘆という官人らしい認識であろう。「昔見し」という語句に込められているのは、懐かしさだけではなく、吉野の悠久性への思いである。

隼人と王権とを対比すれば、伴造氏族出身で明らかに王権の側に立つ官人旅人が吉野を選ぶのは当然であって、最初から比較するまでもないはずである。にもかかわらず、敢えて両者を並べて比較しているのはなぜなのか、と問い直さなければならぬ。

ここで思い合わせられるのは、記紀の海幸山幸神話において、隼人と天皇が「兄弟」に擬せられていることである。もちろんそこでは隼人が天皇に服従する顛末が語られ、明確な序列が形成されることになるが、しかし同時にそれが「兄弟」に擬せられる近しい関係として幻想されているというところに、朝廷が隼人に対して抱いている願望のありようを見なければならぬ。つまり朝廷は、隼人を完全なる敵対者と看做すのではなく、自らが構築する秩序の内部に取り込みたいと欲望しているのである(王権誕生の地を日向に設定するのも、そうした欲望に即したものであろう)。履中記における隼人曾婆訶理の説話にも、同様に隼人を権力内部に取り込みたいという欲望が投影していると考えられる。現実には近習隼人・畿内隼人という形でその欲望は部分的には達成されている。王権が理想とする隼人像とは、明らかに都人に劣ってはいるが、王権に従順な存在というものである。裏返せば、朝廷にとって隼人の存在がそれほどまでに現実の脅威であったということである。

右の旅人歌も、「隼人の湍門」を吉野にも匹敵しようと一旦は認め、その上で吉野の方がやはりすぐれていると結論しているわけである。それは「隼人の湍門」を天皇の支配領域から疎外しようとする考えではなく、むしろ積極的に天皇の支配領域の内部に取り込み、吉野と同列視した上で優劣を定めるという方法だと見るべきだろう。さらに言えば、隼人の領域は、王権の領域内に位置づけられていなければならぬと考えられていたわけである。

またこの対比が、美景の対比というより、「水流の荒々しさ」の対比であるという点を見逃してはなるまい。「隼人の湍門の譬」とは、隼人の荒々しさそのものの喩である。その武力と武勇を認めながらも、それを上回る朝廷の武力と武勇を「芳野の瀧」に喩えているのである。そこには単なる威勢の差だけではなく、品格の差とも言うべきものが含意されているのであろう。

美景の対比ではないのだから、「隼人の湍門」が眼前の実景である必要はない。題詞もこの歌が「隼人の湍門」で詠まれたことを示唆していない。⁵⁾「芳野の瀧」が過去の行幸の記憶であるように、「隼人の湍門」も過去の遠征の記憶と考えてよいのではないか。往年の「征隼人大將軍」が、「隼人」という語を口にしたとき、そこにかつての苦闘の記憶が呼び覚まされなかったとはとうてい考えられない。旅人にとってみれば、「隼人の湍門」という地名には、朝廷に反抗したまつるわぬ者どものイメージと、朝廷の支配が及ぶ極限の地としてのイメージが揺曳したはずである。

万葉集における地名「隼人」のもう一例は、長田王の歌に「隼人の薩摩の追門」とあるものだが、こちらははっきりと「薩摩」の地名であることが明らかである。普通に考えれば、旅人の「隼人の湍門」と、長田王の「隼人の薩摩の追門」は同じ場所と見るのが自然である。ところがこの両者を切り離し、「隼人の湍門」を北九州筑前の地名とする説がある。⁶⁾しかしそれは「隼人の湍門」が眼前の景でならねばならぬという単純な思い込みで発している考証であって、北九州であることを前提に、そこから音の似た地名を探し出すという顛倒した手法が用いられているところに根本的な問題がある。そうした考証は、結果として後代の資料に依拠せざるをえなくなるわけだが、論の順序としては、同じ万葉集中によく似た地名が存在することをまずは重視すべきだろう。

また、「隼人の湍門」北九州説をとる論者は、旅人が征隼人大將軍に任命された養老四年の隼人叛乱は大隅国であって、旅人は薩摩には行っていないと判断しており、それを根拠にして北九州説を展開するのだが、それは現実を無視した皮相な解釈に過ぎない。後述するように、將軍旅人は養老四年に肥後と薩摩の間を通過した蓋然性が高い。このとき旅人は「隼人の（薩摩の）瀬戸」を見たのだと考えられる。

そう考えると、旅人にとって「隼人の湍門」は、隼人との苦闘の記憶ばかりではなく、それを平定して秩序を回復し、薩摩・大隅を朝廷の支配下にしつかりと組み込むことに成功した記念すべき場所でもあったということになる。不快で否定的な記憶というより、栄光の足跡を残した場所として肯定的に回想されていると考えた方がよい。「尚ほ及かずけり」というのは、相応の価値を認めた言い方であって、あまりに落差が大きいものは比較するに値しない。「隼人の湍門」は朝廷が隼人との戦闘に勝利することによって秩序を回復したことを象徴する場所なのであり、そこにも王権の足跡があるという意味で記念すべき場所なのである。

「隼人の湍門」は、王権の中心たる大和とは対照的な南端の境界であるが、同時に、王権の支配領域の内部ぎりぎりに位置する南端の

境界でもある。王権の「外部」ではなく、王権の「周縁」なのである。従って旅人の一首は、吉野と薩摩という両極を敢えて並列することによって「日本」の政治的版図を再確認し、王権の及ぶ範囲を祝福するものであったと言えるのではないか。

三 長田王の筑紫派遣とその時期

先に言及した長田王の歌というのは、次のような歌群中の一首である。そしてこの歌群全体が、律令官人にとっての九州認識と隼人認識を表すものとなっており、注目に値する。

長田王、筑紫に遣はさえ、水嶋に渡りし時の歌二首

聞きし如まこと貴く奇しくも神さび居るか これの水嶋（3―二四五）

葦北の野坂の浦ゆ船出して水嶋に去かむ 波立つなゆめ（二四六）

石川大夫、和ふる歌一首 名闕

奥つ浪辺波立つともわがせこがみ船のとまり瀾立ためやも（二四七）

右は、今案ふるに、従四位下石川宮麻呂朝臣、慶雲年中に大弑に任けらゆ。又、正五位下石川朝臣吉美侯、神龜年中に小弑に任けらゆ。兩人の誰れか此の歌を作るを知らず。

又、長田王の作る歌一首

隼人の薩摩の追門を雲居なす遠くも吾は今日見つるかも（二四八）

最後の歌が、地名に「隼人」を冠する用例のもう一首である。歌の継承関係（その蓄積が歌枕を形成する）ということを考えるなら、旅人の「隼人の湍門」と長田王の「隼人の薩摩の追門」とが同一の場所だと見るのが素直な考え方である。また「隼人の薩摩」という地名認識のあり方にも注目すべきであり、この聯想に当該歌群の主題が示唆されていると考えられる。

詳しくは後述するが、水島・葦北・野坂は肥後国に属し、薩摩の瀬戸は肥後と薩摩の国境である。万葉歌に詠まれた日本全国の地名の中でも、最も南方に位置する。何のために長田王はこの場所まで来たのか。そしてなぜこの場所を歌ったのだろうか。考えるべき問題は

この点に集約されていよう。

まずはこの歌群の成立年代を検討しなければならない。卷三雑歌の排列においては、弓削皇子（文武三年薨去）の「吉野に遊ぶ歌」と、人麻呂の「羈旅歌八首」との間に当該歌群が置かれており、漠然と文武朝あたりに位置づけられているようにも見える。しかし卷三の排列は、必ずしも年代順が厳密に守られているとは言いがたい。平城遷都時（和銅三年）の作かと記す鴨足人香具山歌（二五七～二六〇）の後に、藤原京遷都時（持統八年）の作かと記す長屋王故郷歌（二六八）が配置される。穂積老の歌（二八八）は養老六年の作と見られるが、その後に置かれた田口益人の歌（二九六・二九七）は和銅元年の作である。またそれらの後に置かれている人麻呂の筑紫下向歌（三〇三・三〇四）は羈旅歌八首と同時期の作であろうから、文武朝あたりの作と見るのが妥当であろう。このように卷三の排列には矛盾が多く、厳密な年代順排列になっているとは考えられないので、排列を年代特定の根拠にすることはできないと考えられる。

また二四七歌左注に示された「石川大夫」についての考証過程を見ると、左注者が成立年代を「慶雲年中」であるとも「神龜年中」であるとも考えていることがわかり、卷三編者自身がこの歌群の成立年代を全く特定できていないということが明らかになる。編者が判断に迷うということは、原資料には年代を特定する手掛かりがなかったのであることが推定できるとともに、現状の排列があくまでも編集上の便宜に過ぎず、年代を特定する根拠とはなりえないということがいつそうはつきりする。

そこで排列は度外視して、作者の閏歴から年代を考証してみることにした。長田王と石川大夫については、すでに澤瀉久孝氏に考証があり、歌群の年代を「慶雲以前」と推定しているのだが、はたしてそれが正しいのかどうか、論証の重複を厭わず作者の経歴を確認し直してみることにしたい。

長田王は、万葉集巻一にも三首の詠歌がある。その題詞には「和銅五年壬子夏四月、長田王を伊勢斎宮に遣はしし時、山辺の御井にて作る歌」とあるので、少なくとも元明朝には出仕していたことが窺える。続日本紀における長田王閏連の記事も、その前年の和銅四年から見られるようになる。

和銅四年四月「従五位上熊凝王・長田王に並に正五位下を授く。」

靈龜元年（和銅八年）四月「正五位下長田王に…正五位上。」

靈龜二年正月「正五位上長田王・佐伯宿祢百足に並に従四位下。」

靈龜二年十月「從四位下長田王を近江守とす。」

神龜元年二月「長田王に從四位上。」

天平元年（神龜六年）三月「從四位上長田王に：正四位下。」

天平元年九月「正四位下長田王を衛門督とす。」

天平四年十月「正四位下長田王を摂津大夫とす。」

天平六年二月「正四位下長田王を：（朱雀門歌垣）頭とす。」

天平七年四月「無位長田王・池田王に並に從四位下を授く。」

天平九年六月「散位正四位下長田王卒す。」

天平十二年十一月「從四位下長田王に：從四位上。」

天平十三年八月「從四位長田王を刑部卿とす。」

すでに澤瀉氏も指摘している通り、天平九年に正四位下で卒した「長田王」と、天平七年に無位から從四位下に昇叙された「長田王」とは、明らかに別人である。そして和銅五年に山辺御井の歌を詠んでいる万葉歌人の長田王は、経歴から見ても前者ということになる。『武智麻呂伝』（『家伝』下）を見ると、神龜六年（天平元年）前後の宮廷の才人たちの名が列挙されており、そこに「風流侍従」として長田王の名が見える。これは天平六年の朱雀門歌垣で頭を勤めた事績に合致し、やはり万葉歌人長田王を指していることがわかる。音楽芸能方面にすぐれた才能があったということであろう。また「風流侍従」と称されるからには、長田王は「侍従」に任ぜられた時期があったはずである。侍従は從五位下相当であるから、和銅初年ごろ、元明天皇の侍従に任ぜられていた可能性が考えられる。

従って長田王の官人としての活躍時期は、およそ和銅初年ごろから天平九年までと考えられる。和銅五年の伊勢派遣もひとつの目安になるだろう。そうなると長田王の九州派遣を文武朝と見るのは、経歴から考えるといささか早過ぎるのではないかと思われる。なお天平九年は平城京で疫病が大流行した年であり、長田王もそれに罹患して卒したのであろう。

長田王は天平元年に衛門督に任ぜられているが、隼人司が衛門府に所屬していたことも注意せられてよからう。長田王が「隼人の薩摩」を意識した背景に、官職上隼人との具体的な接点があったことも考えられるが、とはいえ宮城門を守衛する衛門督の職務上、九州に派遣

されるところは考えられない。むしろ衛門督就任以前に九州派遣の経験があり、それが考慮されて隼人に関連する任官に結びついた可能性も考えられる（なお隼人司の業務に「歌舞の教習」があることも、風流侍従長田王との接点を想像させる）。もしこの想像が正しければ、当該歌群の成立時期は天平元年よりも前ということになる。衛門督・撰津大夫という職歴から見ても、天平元年以後に九州に派遣された蓋然性は低いだろう。

では、長田王はどのような名目で九州に派遣されたのだろうか。大宰府到着を目的とした官人の派遣は珍しいことではなかっただろうが、長田王の場合は肥後国の南端まで出張しており、通常の用務とは考えにくい。蓋然性の高い推論は、長田王が西海道巡察使に任ぜられたということであろう。巡察使は太政官に属し、常設の官ではないと規定されている（職員令二条）。兼補の職であり、官位相当の定めはないため、官位に関わりなく必要に応じて兼任させられたわけである。とくに和銅五年五月の詔において、地方巡察が強化されることとなり、毎年の派遣が義務付けられた。霊龜元年五月の詔でも、重ねて巡察強化の方針が伝えられている。こうした元明朝以後の地方巡察強化の方針に基づき、長田王が巡察使に選ばれた可能性は考えられよう。

しかしそればかりではなく、薩摩方面を巡察対象とすることについては、隼人の動乱という特殊な事情が背景にあると考えられる。水鳥歌群の存在理由と表現意図を考えるには、八世紀九州の政治的背景を理解しなければならない。

四 「石川大夫」とは誰か

二四七番歌の作者「石川大夫」と、それに擬せられた人物の閲歴についても検討しておくことにしたい。石川氏は嘗ての蘇我氏であり、高官を輩出した名門氏族である。また「大夫」という呼称については、公式令六十八条に「太政官に於ては三位以上を大夫と称せ。…寮以上に於ては四位を大夫と称せ。司及び中国以下には五位を大夫と称せ」という規定があり、所属する官庁によって「大夫」と呼ばれる位階が異なり、それぞれ五位から三位にかけての者に対して用いることになっていた¹⁰⁾。しかし万葉集においても公式令の規定が厳密に適用されているかどうかは疑わしい。「山上憶良大夫」のように、五位以上に昇った官人に対する尊称であったと見てよいのではないか。およそ石川氏で四・五位あたりまで昇った者はみな「石川大夫」に該当する可能性がある、というぐらいに考えておくことにしたい。

左注に挙げられた人名のうち、石川宮麻呂については、続日本紀に次のような記事が見られる。

大宝三年十月「太上天皇の御葬司を任ず。…正五位下石川朝臣宮麻呂を…（御装司）副とす。」

慶雲二年十一月「從四位下石川朝臣宮麻呂を（大宰）大弐とす。」

和銅元年三月「從四位下石川朝臣宮麻呂を右大弁とす。」

和銅四年四月「從四位上石川朝臣宮麻呂に正四位下。」

和銅六年正月「正四位上巨勢朝臣麻呂・正四位下石川朝臣宮麻呂に並に從三位を授く。」

和銅六年十二月「右大弁從三位石川朝臣宮麻呂薨す。」

官人としての活躍時期を見ると、宮麻呂は長田王よりもかなり上の世代に属する人ということがわかる。長田王が宮廷社会に登場するころに、それと入れ替わるように宮麻呂は世を去っている。また和銅四年の段階で、長田王が正五位下であるのに対し、宮麻呂は正四位下である。年齢ばかりか位階もかなり上である宮麻呂が、皇族とはいえ格下の長田王に対し、いくら儀礼的な挨拶の言葉であるとしても、「わがせこがみ船のとまり」云々と、媚びるような口調で「和ふる歌」を詠むものだろうか。しかも宮麻呂の経歴からすると、当該歌群の詠作時期は慶雲二年十一月から和銅元年三月までの間に限定されることになるが、この時期の長田王は、まだ宮廷での活動を本格化させてはいない。長田王が伊勢齋宮に派遣されたのが和銅五年であるが、仮に筑紫派遣がそれよりも後のことであるとすると、宮麻呂の死後である蓋然性が高い。澤瀉氏は卷三の排列のみを根拠にして「石川大夫」が宮麻呂であると推論したが、長田王の経歴と比較する限りでは、宮麻呂である蓋然性は低いと判断される。

石川吉美侯（君子）については、続日本紀に次のような記事が見られる。

和銅六年正月「正七位上石川朝臣君子に…從五位下。」

靈龜元年五月「從五位下石川朝臣君子を播磨守とす。」

養老四年正月「從五位下…石川朝臣若子（君子？）に…從五位上。」

養老四年十月「從五位上石川朝臣若子（君子？）を兵部大輔とす。」

養老五年六月「從五位上石川朝臣君子を侍從とす。」

神龜元年二月「從五位上：石川朝臣君子に：正五位下。」

神龜三年正月「正五位下石川朝臣君子に：從四位下。」

君子の経歴を見ると、長田王と活動時期が重なり、まさしく同時代人であることがわかる。神龜元年の段階で、長田王が從四位下であるのに対し、君子は少し格下の正五位下であるので、「和ふる歌」を詠む人物としてふさわしい。君子は養老五年に「侍從」に任ぜられているが、先に言及した『武智麻呂伝』において、石川君子は長田王とともに「風流侍從」の一人に挙げられているので、二人が親しい関係にあったことが想像できる。侍從は從五位下相当なので、当職に就いた時期は重なっていないだろうし、仕えた天皇も異なっているだろうが、「風流侍從」と称されるのは、音楽芸能の分野について特殊な技能を有しているからであり、そのような技能を習得する機会がごく限られたものであることを考えれば、かく並び称される二人の関係はかなり深いものであったと見てよいだろう。従って「石川大夫」が君子である可能性は高く、水鳥歌群の唱和も、親しい関係において成されたことを想定できる。

なお、石川君子の名は、万葉集中の他の歌にも見出すことができる。

石川少郎の歌一首

しかの海人は軍布苅り塩焼き暇無み 髮梳の小櫛取りも見なく（3―278）

右は、今案ふるに、石川朝臣君子、号は少郎子と曰ふ。

しかの海部の火気焼き立てて燎く塩の辛き恋をも吾はするかも（11―274）

右の一首は、或は石川君子朝臣の作と云へり。

君子の作と伝えられる二首は、どちらも「しかの海人」を詠んでいる。二首ともに海人の「塩焼き」を詠んでいることからすれば、「しか」は近江の志賀ではなく、巻十六の「筑前国志賀白水郎歌」にも歌われる筑前の志賀と見るべきである。「志賀の海人」を詠んでいることからすると、石川君子が九州に行ったことがあるというのは確実であり、水鳥歌群の左注によるならば、それは大宰少弐任官時ということになるだろう。

だが、同じ神龜年間に、石川君子ではなく、石川足人が大宰少弐に任ぜられていたとの記載が万葉集中には見られる。巻四には「神龜五年戊辰、大宰少弐石川足人朝臣遷任し、筑前国蘆城駅家に餞する歌」（五四九―五五一）という作者未詳の三首がある。また巻六にも

神亀五年の位置に「大宰少弐石川朝臣足人の歌」（九五五）があり、大宰帥大伴旅人と贈答を交わしている。これらの題詞によれば、神亀五年までの数年は石川足人が大宰少弐であったことになり、石川君子が神亀年中に少弐であったとする二四七歌左注記事とほぼ時期が重なるのは不審である。少弐の定員は二名であるが、二人とも石川氏出身というような人事はしないだろうし、そもそも二人の位階には懸隔があり、同列に置くということは考えられない。

石川足人は、神亀元年二月に従五位下から従五位上に昇叙されている。大宰少弐は従五位下相当であり、大弐が正五位上相当であるので、官位相当かどうかという観点からすると、この時正五位または従四位で大弐相当の君子よりも、従五位上の足人の方が明らかに少弐にふさわしい。小野老も、少弐に任ぜられたときは従五位上である。官職と位階の間に矛盾がある以上、君子が少弐であったとは考えられず、また大弐には丹比県守が就いているので、同時期に、あるいは連続して、同じ石川氏から二人も大宰少弐が輩出されたという不自然な推論をするよりは、石川君子が大宰少弐に任ぜられたという左注の記事は誤伝であり、同じ石川氏の足人と君子とを混同したと考える方が、蓋然性が高いと思われる。

では、水鳥歌群の「石川大夫」は足人なのかというと、その確証は得られない。足人について続日本紀には、

和銅四年四月「正六位下：石川朝臣足人…に従五位下」

神亀元年二月「従五位下石河朝臣足人…に従五位上」

というわずかに二箇所の叙位記事しか記録に残っていない。君子とほぼ同時代人であるが、大宰少弐以外の経歴は不明である。しかし「石川大夫」が、旅人と接点のある足人であったならば、原資料にも少しそれとわかる記述がありそうに思われるし、¹²⁾卷三編者がその可能性にまるで思い至らなかったというのはどうも考えにくい。そう考えると、長田王が九州に派遣された時期は、旅人が九州に赴任する聖武朝の神亀年間よりも、もう少し前の時期（たとえば、元正朝の養老年間）あたりではないかと思われる。

長田王は筑紫に派遣されたと題詞に明記されているが、「石川大夫」については派遣されたという説明がないので、おそらく卷三編者は、「石川大夫」をもともと九州に滞在していた人物ではないかと推理したのだろう。九州に滞在しているのは大宰府の官人であり、石川氏には大弐や少弐に任ぜられた人物も存在するので、左注のような推理を組み立てたわけである。しかしこの推理には穴がある。九州を任地とするのは大宰府の官人だけとは限らない。このとき「石川大夫」が肥後守であった可能性も考えられるし、「石川大夫」が使者とし

て長田王と同時に九州に派遣されたと考えることもできる。そもそも大宰少弐という立場の者が、肥後まで同行し案内するという想定がやや不自然であり、必然性が感じられない。¹³⁾長田王とともに肥後までやってきた「石川大夫」の任務は、大宰少弐以外の職務として考えてみた方がよいのではないだろうか。

それにしても、君子が大宰少弐に任せられたというのは誤伝であるにせよ、二四七歌左注に君子の名が挙がったのはなぜなのだろうか。一つは先に見たように、君子が九州に滞在していた事実があるからだろう。もう一つの理由として、編者の脳裏に「石川大夫」すなわち石川君子であるという先入観があったことが考えられる。というのは、巻九相聞にも「石川大夫」という同じ人名表記が見られ、それが君子を指している蓋然性が高いからである。「石川大夫、遷任し上京する時、播磨娘子の贈る歌」(9—177六・177七)というのがそれだが、この歌の状況は播磨守に任せられた石川君子の経歴に合致するので、「石川大夫」は君子だと考えられている。ゆえに同じ「石川大夫」という二四七歌の作者が、君子を指していると考えたとしても不思議ではない。

ちなみに集中には「石川卿」(9—172八)という人名も見られる。「卿」は公式令には規定がないが、養老五年十月の太政官処分で「三位を卿と称せ」と規定された。従って「石川卿」を三位と見て、宮麻呂ではないかとも言われる(澤瀉『注釈』など)が、四位相当の八省の長官も「卿」である。「諸卿」と「諸大夫」が互換的に使われていたり、「卿」も「大夫」もどちらも「まへつぎみ」と訓じられたりするので、公式文書以外でもそこまで厳密に区分されていたのかどうかは疑わしい。¹⁴⁾万葉集において「卿」はおおむね高位者に用いられていると見てよいが、「石川卿」については、宮麻呂だと断定するに足る材料は乏しく、不明としておくしかないだろう。

当該歌群の「石川大夫」についても、それが石川君子であるという確証があるわけではない。ただ、長田王に世代が近く、位階も近く、人間関係もかなり深いと推測され、九州に行った経験があり、そこで歌を詠んだことがあることからすると、また集中の他の「石川大夫」も君子であることからすると、石川君子が「石川大夫」である蓋然性はやはり高いのではないかと思われる。そう考えてみたとき、君子が、養老四年という年に兵部大輔に任ぜられているという事実、改めて注目しなければならぬ。

五 養老四年隼人叛乱と「隼人の薩摩の迫門」

和銅末年から神龜初年にかけての十余年の間のどこかで長田王が肥後・薩摩方面に派遣されたと仮定するならば、この時期の南九州がどのような状況にあったのかを理解しなければならぬ。おそらくそこにごそ、長田王が筑紫に派遣された理由も存するはずである。

朝廷にとって、南九州地域における最大の問題は、改めて言うまでもなく熊襲・隼人の統治ということにあった。律令体制の確立は、日本全国を統一的原理で支配し、国土を均質化することを目指すものであったが、北の蝦夷と南の熊襲・隼人の存在は、それを阻む最大の障碍であった。従って、蝦夷や隼人の叛乱は、むしろ大宝律令制定を契機として激化したと言える。

本格的な隼人の叛乱は、大宝二年八月に勃発している。律令制定の翌年であり、その施行に関わる叛乱であったと考えられる。「薩摩・多嶽、化を隔て命に逆ふ。是に兵を発し征討す。遂に、戸を校べ吏を置く」（八月四日）とあり、「命に逆ふ」というのは律令の実施に反抗したということであり、結果として編戸・造籍（「校戸」）および国司の配置（「置吏」）を実施したというのだから、このとき朝廷は隼人の一括管理を目論み、隼人はそれに抵抗したということである。また「是より先、薩摩の隼人を征する時、大宰の所部の神九処を禱み祈るに、実に神威に頼りて遂に荒ぶる賊を平げき。爰に幣帛を奉りて其の禱を賽す。唱更の国司等今の薩摩国なり言さく、『国内の要害の地に柵を建て、戍を置きて守らむ』と」（十月三日）という二か月後の記事を見ると、このとき「置吏」された段階では薩摩国司ではなく「唱更国司」と呼称されていたことも知られる。他の令制国司とは任務の内容が全く異なっていたのだろうと想像される。

和銅二年六月の勅で、大宰府とその管内の人員削減が命じられているが、「薩摩・多禰両国司」については削減方針から除外されているので、やはりこの地域については監督強化が必要であったことがわかる。またこのころまでに「唱更国」が「薩摩国」に改められたこともわかる。さらに和銅六年四月には「大隅国」が日向国から分立している。これも隼人の管理を強化するための分国であっただろう。同年七月詔に「討隼賊將軍」と士卒ら千二百八十人に叙勲が行われていることを大隅建国と結びつける見方も多く、引き続きこの地域の政情が不安定であったことが窺える。かくして和銅年間に薩摩・大隅が令制国として成立した。

そして最大級の隼人叛乱が養老四年に勃発する。二月二十九日、「隼人反きて、大隅国守陽侯史麻呂を殺す」という大宰府からの報告

が朝廷に届く。国守の殺害とは只事ではないが、それだけ大隅国の統治が困難であったことを示していよう。この一報を受けて朝廷は、三月四日に「中納言正四位下大伴宿祢旅人を征隼人持節大將軍とす」という緊急の人事を発動し、直ちに派兵を行う。六月十七日には、元正天皇から「今、西の隅等の賊、乱を怙み、化に逆ひて、屢良民を害ふ。因りて持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿祢旅人を遣はし、其の罪を誅罰し、彼の巢居を尽さしむ。兵を治め、衆を率て、兇徒を剪り掃ふ。：然れども、將軍、原野に暴露され、久しく旬月を延ぶ。時は盛熱に属す。豈艱苦無けむや。使をして慰問せしむ」との、旅人を慰勞する詔が出されているので、この時点ですでに戦闘が数箇月に及んでいたことがわかる。八月十二日には、「征隼人持節大將軍大伴宿祢旅人は、且く京に入るべし。但し副將軍已下は、隼人未だ平らぐずは、宜しく留屯すべし」との勅が出されており、將軍旅人だけが都に召喚されているが、戦闘はまだ続いていることがわかる。なお同年九月には蝦夷の叛乱も起こっており、また八月には藤原不比等が薨じており、朝廷にとっては動揺の一年であったことが窺える。

養老七年四月には、大宰府からの報告として、「日向・大隅・薩摩の三国、士卒隼賊を征討し、頻りに軍役に遭ふ。兼ねて年穀登らず、交飢寒迫れり」とあり、三年後にもまだ叛乱の余波が続いていることが窺える。人民が疲弊し、土地が荒廢したところへ凶作が重なったというのである。ここで報告の対象となっているのが大隅だけではなく、日向と薩摩も含まれていることが注意される。つまりこの記事からは、養老四年の隼人叛乱が大隅一国のみならず南九州全域に及ぶものであったことが推察できるのである。おそらく大隅の叛乱に薩摩の隼人も呼応して立ち上がったのであろう。大隅国庁の位置は薩摩に近い。「大隅」と「薩摩」を区分するのは令制の都合であり、朝廷の観点であって、隼人集団の側から言えば、大隅隼人の叛乱に薩摩隼人は無関係などという考え方があられるわけではない。国司殺害事件のみの処理ならば、それが数箇月に及ぶはずはない。南九州の広域に及ぶ大規模な叛乱であったからこそ、追討軍の人員構成も大規模なものとなり、戦闘も長期化したわけである。このとき旅人が大隅にしか行っておらず、薩摩方面には立ち寄っていないなどという暴論は成り立たない。

正倉院文書「天平八年薩摩国正税帳」の断簡¹⁵⁾を見ると、天平年間の備蓄記事に交じって「糶 壹阡貳伯陸拾壹斛 養老四年」「糶 壹阡伍伯肆斛 參斗一升 養老四年」という、養老四年の年紀が記された項目が複数存在する。養老四年は隼人大乱の年であり、正税帳にはこの年だけが特筆されているので、例年とは異なる特殊な事情のあった備蓄であることがわかる。「糶」は「糶 野王案糶 平秘反与備同和名保

之以比乾飯也」(『和名抄』飲食部飯餅類)とあるように干した飯である。軍防令六条に「凡そ兵士は、人別に糶六斗、塩二升備えよ」と規定されており、保存食・携行食であり、兵士自ら持参すべきものであったことがわかる。各人が一箇月分の食糧を用意していったはずなのに、戦闘が長期化したため、現地で調達する必要に迫られたのである。その時の大量の備蓄が十六年経ってもまだ残っていたということなのだろう。このような兵站が薩摩に用意されていたという事実が、征隼人軍が薩摩に駐留していたことを端的に物語る。養老四年の叛乱が大隅一国だけで起きていたかのように考え、旅人が「薩摩の瀬戸」を見ていないなどという憶測が大いに間違っていることが、当時の一次資料から明らかとなる。

戦闘地域が南九州全域であり、そこに薩摩も含まれていたことを考えると、このとき旅人が「薩摩の瀬戸」を渡った蓋然性はきわめて高い。「薩摩の瀬戸」は出水郡に属し、薩摩国府のある高城郡にも近く、朝廷側にとつては薩摩に最も接近しやすいルートである。「天平八年薩摩国正税帳」を見ると、出水・高城以外の郡は、「隼人十一郡」と一括呼称されている。つまり薩摩国は、隼人の権勢が強い十一郡と、朝廷の影響力が行使可能な二郡に分かれるということがわかる。地理的に見ても「隼人十一郡」は大隅に近く、出水・高城郡は肥後に近い。先に引いた「薩摩国正税帳」の養老四年の糶の記事は、一つが高城郡のもの、もう一つが出水郡のものと推定されている。永山修一氏は「出水・高城両郡には糶の記載があつて、七二〇年の隼人の反乱に際し兵站的役割を果たしていたことから、両郡は律令国家の隼人支配の橋頭堡的存在であつたといえよう」と述べている¹⁶。薩摩国の中でも、隼人の影響力が小さい出水・高城二郡は、朝廷に従順な地域であつたと言える¹⁷。

隼人の権勢が強い薩摩の中でも、とくにこの二郡が朝廷進出の足掛かりとなつたのは、もともと肥後の政治文化圏に属する地域であつたからだと考えられる¹⁸。肥後には大伴部の拠点があり(大伴君熊凝も肥後の出身である)、大伴宿祢旅人が活動する上で便宜が図られたことも想像できる。また地形的に見ても、九州における朝廷の拠点である大宰府から出発した場合、高い山脈を越えて豊後・日向に向かうよりも、筑後平野を経て有明海に出る方が明らかに負担の少ない行程となる。河川や内海を利用できるので、物資や人員の輸送もしやすい。筑前から肥後へは河川と平野で繋がっていて通信・移動がしやすく、地政学的に見て、大宰府の肥後に対する影響力は強いと考えられる。つまり隼人平定の軍事行動に際して、肥後は朝廷に協力的であつたと見てよい。そう考えて初めて、長田王がなぜ肥後水島へ行つたのか、その理由が明らかになるはずである。

このように地政学的条件を顧慮してみれば、征隼人大將軍大伴旅人は肥後国に総司令部を置き、薩摩国出水・高城郡を薩摩方面の前進基地として戦った蓋然性が高い。肥後を拠点にすれば、境を接する日向・大隅・薩摩の三方向すべてに進むことが可能となる。大隅国庁方面に進攻するにしても、わざわざ遠回りして日向を經由しないでも、肥後から山を越えて行った方が早い。肥後を拠点とし、薩摩二郡に兵站があつたとすれば、大將の旅人は五箇月も駐留していたのだから、何度か「薩摩の瀬戸」を通る機会があつてもおかしくないはずである。大量の武器と物資、人員を効率的に薩摩二郡に送り込むには、穏やかな有明海の海路を利用したはずで、必然的に「薩摩の瀬戸」を通つて薩摩国に入ることになる。

それに対して、後方の支援が期待できず、しかも南北に長く、山地も多く、なかなか大隅に辿り着けない日向を經由するルートを選ぶことは、戦略上きわめて危険である。大隅は日向から分立した。日向は、神話上は朝廷との所縁があることになっているが、もともとは隼人の居住地であつて、独立した政治圏を擁し、決して朝廷寄りの地域とはいえない。神武や景行が日向に拠点を置いたことは願望を籠めた伝説であつて、大宰府が九州の中心となつている八世紀の現実には対応できない。

先に引いた養老七年の大宰府言にも「日向・大隅・薩摩の三国」が戦場であつたことが示唆されており、日向も戦闘地域であるなら、そこに安定的な軍事拠点を置くことはできない。山地が多く南北に長い日向を、陸路で踏破しようとするればその負担は非常に大きなものとなるが、一方、海路を取ろうとしても、日向灘はすぐ近くを黒潮が北流しており、船の航行や接岸が容易ではない。畿内から出撃する朝廷にとって日向は、軍事拠点に向いているとは言えない。大隅に着く前に日向国内の行軍に手間取るであろうし、大隅に近づいたところで隼人勢力に挟み撃ちにされる惧れもある。

なお大隅国庁は錦江湾の最奥部に近く、豊後水道方面から大隅半島を回り込んで船で接近するといふのはきわめて難しいルートになり、技術効率の点からも困難だが、そもそも隼人を相手に海上戦を行うのは、朝廷軍にとっては明らかに不利である。大隅国庁の位置は薩摩に近く、肥後にも近い。大隅国庁を目標にするのであれば、日向を經由するメリットはない。

旅人が率いた軍勢の規模（軍防令の規定からは一万人以上の軍勢であつたと推定される）からすると、朝廷側は最初から戦闘の拡大と長期化を予測していたことがわかる。朝廷は、国司殺害事件を解決しても事態が終熄せず、さらに暴動が拡大することを予期できていたわけである。短期決着が難しいことがわかつていたのならば、一気に大隅国庁へ進撃するなどといった無謀な作戦をとるはずがなく、ま

ずは十分な軍備を整えられる安全地帯に軍事拠点置き、そこで情報収集を行い、充分に戦略を練って出撃したと考えられる。肥後を拠点とすれば、境を接する大隅にも薩摩にも出撃することが可能となる。副將軍が二名いるので、少なくとも二つの軍団を編成し、大隅方面軍と薩摩方面軍に分けて同時多面的展開を行ったと考えられる。

養老四年八月に、大將軍旅人は都に召喚されるが、副將以下の兵士はまだ現地に留まり、戦闘を継続している。そして同年十月九日、南九州で軍事行動が続いている最中に、石川君子は軍事を統括する兵部省の大輔に任せられているのである。次官である兵部大輔は、兵部卿を補佐して、兵士の朝集や差発、武器の管理を監督する。通常ならば都での監督業務のみで、現地に赴くことはまずないだろうが、これほど長期に及ぶ大規模な戦闘が行われ、多くの兵士が派遣され、多くの武器が投入されている以上、その不足を緊急に点検監督するために、次官の大輔あたりが臨時に現地視察を行う必要が生じたのではないだろうか。

つまり、「石川大夫」が君子であったとしたなら、彼が九州にいたのは、この時期だったのではないかと考えられるのである。そして長田王が同じ時期に九州にいたとすれば、それはやはり隼人叛乱に関連する臨時の任務であった蓋然性が高い。薩摩・大隅・日向等の国庁に赴き、各国内の現状を視察する西海道巡察使に任命され、派遣された可能性が考えられる。巡察使はまず大宰府に行き、そこを基点として九州各国を巡察したであろう。筑後から肥後へ向かい、さらに薩摩国高城郡に向かうというのは自然なルートであり、この時に水島を通り、薩摩の瀬戸に向かったことが想定できる。

養老四年八月に旅人が帰還、十月に君子が兵部大輔任官、十一月には「南嶋人二百卅二人」に授位が行われており、その目的が「遠き人を懐く」ためだと注している。隼人の叛乱が南西諸島にまで波及することを警戒しての措置であろう。翌養老五年六月二十六日には、石川君子は「侍従」に任ぜられているので、この時までには都に戻っていることが確実である。翌七月には、征隼人副將軍二名がようやく帰還し、戦闘は終結した。「斬首・獲虜、合せて千四百余人」との記載があり、戦闘の激しさが窺い知れる。

ひとつの仮定としては、石川君子が兵部大輔であった養老四年十月から五年六月まで約半年間に、九州に派遣され、長田王とともに当該歌群を成したということが考えられる。たとえ「石川大夫」が君子ではないとしても、長田王の経歴から考えて、作歌年代が養老・神亀から大きくはずれることはないだろう。年代にかなりの幅をとって考えてみても、八世紀前半であることは確実であるのだから、この時期九州では隼人の叛乱が度々生じている。その記憶がまだ冷めやらぬ時に、あるいはまだ動乱が続いている最中に、当該歌群が動乱の

地九州で詠まれたという状況だけは決して動かない。つまりこの歌群が成立する背景に、隼人叛乱の歴史が刻印されていることは確実なのである。

隼人叛乱が現実の問題として朝廷を脅かしていたその時代に、長田王は、紛争の地九州南部に派遣された。そして長田王が「薩摩の瀬戸」という肥後と薩摩の国境を遠望した時、いよいよ戦鬪の地が近づいてきたという不安や緊張感や昂揚感を覚えなかつたはずがない。だから「隼人の薩摩」という措辞を、単なる言語的修辭とのみ見てはならない。あの国境を越えればいよいよ隼人の国なのであり、そこにはあの隼人集団が居住しているのだ、というなまなましい実感を長田王は抱きつつ「隼人の薩摩の追門」を彼方に見たのである。

長田王の「隼人の薩摩の追門を雲居なす遠くも吾は今日見つるかも」という歌は、「例の隼人どもが住む辺境の薩摩、その薩摩へと渡るあの海峡を、有明海を隔て、遙か遠くからではあるが、雲の彼方のかすかな遠景ではあるが、たしかに私は今日のこの日、ついにこの目で見たのだ。もうそこは薩摩なのだ」と、薩摩を目前にした昂揚と緊張を歌っている。瀬戸の風景は全く描写されない。この歌においては、「隼人の」という一語だけが具体的なイメージを喚起するのであり、この一語に長田王の万感の思いが籠められていると見なければなるまい。この歌は決して景色を長閑に詠んだ歌などではありえない。

六 水島と景行天皇の伝承

水鳥歌群が万葉歌中において最も南端での詠であることの意味は重い。長田王はなぜ大宰府より南に行ったのか。わざわざ水島という島を見に行ったのはなぜか。そして水鳥そのものに感動したのはなぜなのか。なぜこのような歌が歌われなければならなかったのか。こうした疑問に答えるべく、いよいよ当該歌群の核心に迫っていくことにしたい。

長田王の一首目「聞きし如まこと貴く奇しくも神さび居るかこれの水嶋」は奇妙な歌である。この歌は「これの水嶋」と、水鳥を眼前に見たことの感動を歌っている。先に見た「隼人の薩摩の追門」の歌も「今日見つる」ことの感激だけが歌われていたが、この歌はさらに「まこと貴く、奇しくも、神さび居るか」と、豊みかけるように水鳥に対する讚美の言辭を連ねる。歌の大半が抽象的な讚美の言葉であって、そこがこの歌の実に奇妙なところである。そしてこの歌も、「隼人の薩摩の追門」の歌と同じく、具体的な風景描写はない。描

写がなく、具体性がないので、読者の側から言えば、水鳥という島のどこがどのように「貴く」「奇しく」「神さび居る」のかがまるでわからない。逆に言えば、「貴く」「奇しく」「神さび居る」要素は具体的な風景の中にはないということを示しているのである。

改めて一首の構成論理を確認してみよう。長田王が感じた「まこと貴く」「奇しく」「神さび居る」要素とは、すべて「聞きし如」の既知の情報である。この歌は、既知の情報を再確認し、その情報が間違っていないことに感動しているのである。つまり現実の水鳥そのものの視覚情報が感動的である（たとえば、美しい）のではなく、「聞きし如」であることに感動しているのであり、感動の対象は、その「聞きし」伝聞の内容なのである。つまりこの歌の構成論理からは、「聞きし如」の一句にこそ感動の中心があることになる。

では、この「聞きし如」とは何なのだろうか。これについてはすでに契沖以来の諸注が指摘する通り、日本書紀景行天皇条の記事がその内容に相当すると見て間違いない。なお日本書紀の完成は、奇しくも養老四年の五月である。長田王が書紀を直接披見することがあったかどうかは定かではないが、当時の律令官人ならば、書紀に記された内容は、伝聞でも知りえただろう。

景行十二年七月、熊襲が朝廷に反抗する。景行天皇は熊襲を平定すべく九州に赴き、九月に豊前、十月に豊後、十一月に日向に至る。熊襲を平定して、十八年四月に肥後の熊泉に至る。同月に、天皇は葦北から水鳥に向かう。

壬申に、海路より葦北の小嶋に泊まりて、進食す。時に、山部阿弭古が祖、小左を召し、冷水を進らしむ。是の時に適り、嶋中に水無く、所為を知らず。則ち、仰ぎて天神地祇に祈るに、忽ちに寒泉、崖の傍より湧き出づ。乃ち酌み、以て献れるとぞ。故に其の嶋を号けて水嶋と曰ふ。其の泉、猶ほ今も水嶋の崖に在り。（景行十八年四月）

その後五月に、葦北を出港して火国に至る。その後玉名から阿蘇へと至る。このように景行天皇は熊襲を討伐しながら、ぐるりと九州を廻っている。ただし大隅と薩摩には立ち入っていない。

この長い行程において、景行が立ち寄り水を飲んだ島が「水鳥」である¹⁹。景行が水を欲したが、島には真水がなかった。そこで「小左」という者が神に祈ると、願いが通じ、清水が湧き出したというのである。長田王が「まこと貴く奇し」と讃えるのは、この奇瑞を指している。そして景行天皇の時代から長い時間が経過したにもかかわらず、島とその泉が現存していることに対し、「神さび居るか」と讃えたのである。なお仙覚『註釈』が引く『肥後国風土記』逸文にも水鳥の記事があるが、「名を水嶋と曰ふ。嶋より寒水出づ」とあるばかりで、その由来や伝説は記されていない。長田王の絶賛は、鳥そのものではなく、日本書紀に記されるような伝説に向けられていると見

なければならぬ。

表面的には、泉が湧き出したという奇瑞(「貴く奇し」と、歴史の長さ(「神さび居る」)が讃えられているように見える。しかし、神威で水が湧き出したという類の伝承は全国各地に伝えられており、諸国の風土記にも見えていて、珍しいものではない。また、景行朝よりも古い由来のある伝承もあちこちにあり、やはり風土記などに伝えられている。つまり、「水が湧いた」ということと、「歴史が古い」ということだけでは、それほど珍しい話とは言えず、大和からはるばる九州まで見に来なければならぬほどのものではないということになる。従って、長田王が水島に対してこれほど感動しているのは、「水が湧いた」ということと「歴史が古い」ということ以外の要素に向けられた感動だと解釈せざるをえない。

それは何かと言えば、やはり熊襲平定に成功した景行天皇の存在ということになる。水島の奇瑞は、神の力とか小左の力を誇示するものというより、景行天皇の神聖性に呼応したものである。そして日本書紀の記述は、景行が時間を費やし苦勞を重ねて熊襲平定を成功させたという一連の文脈の中に水島伝説を位置づけている。景行天皇の「神聖性」とは、熊襲平定という事績によって担保されているのであり、その功績に対する天神地祇からの慰勞と祝福が「水島の寒水」なのである。長田王の讚美は、そこにこそ向けられているのだと考えなくてはならない。

そして長田王と「石川大夫」が、水島に寄った理由も、そこで讚歌を歌った理由も、もはや明らかであろう。それはもちろん、景行天皇の熊襲平定にあやかりたいという願望である。彼らにとって水島は、熊襲平定という栄光の歴史の確実な「証拠」であった。それを見に行くことで、熊襲平定という伝説が「現実」のものであったことを確認したかったのである。それが「かねて聞いた通り」に存在し、疑いようのない「事実」であったと知った感激が、この一首の言わんとすることのすべてである。

二首目「葦北の野坂の浦舟船出して水嶋に去かむ波立つなゆめ」は、景行紀十八年四月の「海路より葦北の小嶋に泊まりて」、五月の「葦北より発船して火国に到る」といった記事の表現に類似しており、さらに『肥前国風土記』総記に、景行天皇が熊襲を平定して九州を巡狩した時に「葦北の火流の浦より発船して、火国に幸す」という記事の表現にも類似している。ということは、葦北から船出し、水島に行くという叙述は、長田王が自らを景行天皇に擬する表現なのだとと言える。

それに対して「石川大夫」は、「奥つ浪辺波立つともわがせこがみ船のとまり瀾立ためやも」と、自らを留守の女性に擬して、旅の前

途を祝福する賀歌を詠む。⁽²⁰⁾ 景行は熊襲平定を終えてから水鳥へと辿り着いたが、長田王一行は、大宰府から葦北に行き、水鳥を見て、さらにこれから薩摩方面へ向かわなければならぬという状況だと推測される。景行は帰路であり、長田王は往路である。九州における順路もまるで違う。しかし「水鳥」という一点で、過去と現在が交錯する。そこは朝廷を支援し祝福する場所である。

長田王らは、景行も行ったことがない薩摩へとこれから向かわなければならぬ。長田王が「波立つなゆめ」と言うのは、そして「石川大夫」が「奥つ浪辺波立つとも」と言い、「瀾立たためやも」と言うのは、水鳥への渡鳥にしては大袈裟であり、穏やかな有明海での航海に対しても過剰な心配である。やはり、これから前途に待ち受けているであろう薩摩でのさまざまな困難を、波瀾に喩えていると見るべきだろう。この贈答は、隼人の国薩摩での無事安全を祈願した歌だと考えられる。

長田王がわざわざ水鳥に立ち寄ったのは、そして水鳥を讃える歌を詠んだのは、目下進行中の隼人鎮圧を、伝説的な景行天皇の熊襲平定に擬える意図があったからだと考えられる。水鳥の伝説に対する絶賛も、「波立つな」という祈りも、「隼人の薩摩の追門」を遠望しての心の昂りも、すべてが一つの方向を向いている。そう考えれば、この歌の詠作時期が自ずと見定められてくるのではなからうか。このような歌が南九州で詠まれるのは、隼人の叛乱がまだ完全には片付いていない時期であろうと推測される。養老四年の十月から翌年の六月までという時期は、この条件によく適合する。作者の閥歴だけではなく、歌の表現からも、この期間を作歌時期と見ておきたいと思う。だが年代考証よりも重要な点は、この歌群が地理的条件から見て隼人叛乱と無関係ではないという点である。そして八世紀の朝廷が対隼人政策に気を揉んでいたとき、参照すべき過去の事績とされたのが景行天皇の熊襲平定伝承であったこともこの歌群から窺える。これは対新羅政策において神功皇后伝承がつねに参照項とされたことと同じ精神構造であり、いずれも朝廷にとっての「過去の成功体験」であったのである。

現実的にも、大宰府との連絡がとりやすく、朝廷に協力的である肥後に入ることが、長田王らにとって必要な手続きであったはずである。肥後の旧跡である水鳥を讃えることは、肥後の功績を讃えることと同義であり、また肥後と朝廷の紐帯を再確認することにも繋がった。『肥前国風土記』および『肥後国風土記』には、肥君の祖「健緒組」が崇神天皇のために土蜘蛛を誅討し、その功績を称えて「火君」の氏姓を賜り、また「火国造」に任ぜられたという記事がある。つまり肥前・肥後は古来朝廷に忠実であったということになっているのである。景行天皇水鳥伝説の背景にあるものは、火国の忠義の伝統である。朝廷にとって信頼できる土地であるからこそ、長田王はまず

肥後に入り、九州平定の特徴となる場所である水島へと向かったわけである。

長田王の水鳥歌群成立の背景は、これではほ明らかになったことと思われる。水鳥に対する熱烈な讚美、そして「隼人の薩摩の追門」に対する昂揚感は、如上の隼人叛乱とその対策という元正朝の政治状況に出来たものであり、そのような状況を除外して理解することは不可能である。かくて万葉歌の最南の詠は、大宰府と肥後と薩摩・大隅という地政学的関係性において初めて理解できる、きわめて軍事的で政治的な歌なのであった。

注

- (1) 鏡山猛『大宰府都城の研究』（風間書房・昭43）
- (2) 「辺要特別区の国司」の参加については、藤原芳男「梅花ノ歌の性格」『万葉作品考』（和泉書院・昭59）が注意を促す。
- (3) 天平元年の班田が前例とは異なる特別なものであったことについては、拙稿「天平元年の班田と万葉集」〔『國學院雜誌』118巻8号、平29・8〕を参照。
- (4) 「早人（隼人）の名に負ふ夜声いちしろく吾が名は謂りつ 嬬と持ませ」（11—12四九七・人麻呂歌集）。「火酢苺命の苗裔、諸の隼人等、今に至るまで天皇の宮牆の傍を離れず、吠ゆる犬に代りて事へ奉れる者なり」（神代紀第十段一書第二）という宮廷警護の隼人吠声を歌ったもの。
- (5) 鈴木利一「隼人の瀬戸の巖も」（『大谷女子大國文』24号、平6・3）は「隼人の瀬戸」詠が「見る」歌の類型に合致せず、「眼前の景を詠むものではない」ことを主張しており、注目される。鈴木氏は、天平元年の隼人貢上など「隼人に関する情報」に接する中で「隼人の瀬戸の巖」の句が「突出された」と説く。
- (6) 花田昌治「隼人乃湍門」考」（『萬葉』29号、昭33・10）は、門司と下関の間の「早瀬瀬戸」が「隼人の湍門」だと主張し、岡崎弘也「薩摩と万葉集」〔『國語国文薩摩路』47号、平15・3〕がこれに従う。また宮島正人「隼人乃湍門」考証」〔『北九州大学国語国文学』10号、平10・3〕は「隼人の」が瀬戸の枕詞だと説き、「隼人の湍門」は博多湾だとしている。
- (7) 澤瀉久孝「万葉作者襍考（三、長田王と石川大夫）」『万葉の作品と時代』（岩波書店・昭16）
- (8) 「風流侍従」の解釈については、池田三枝子「風流侍従長田王考」〔『上代文学』69号、平4・11〕を参照。
- (9) 山田孝雄「万葉集講義」は、「赴任ならば、任にて下る旨を注すべきなり」と言い、「これは大宰府の庁に遣されしにあらざして、大宰府の管内の巡察に遣はされしなる。ことを見るべし」と説く（巻三、五七頁）。

(10) 「大夫」については、坂元義種「日本古代における『大夫』について」(『万葉集研究第二十二集』塙書房・平10)が日本書紀の「大夫」を詳しく分析しており、その用法がかなり多様であることがわかる。

(11) 池田氏注8論文参照。

(12) 東茂美「『神さび居るかこれの水鳥』私考」(『成城国文』2号、昭51・12)は「吉美候少弐時代の筑紫下向であるならば、当然吉美候の歌は足人歌同様『大宰府圏の万葉』歌群にもっと接近してよさそうである」と述べる。なお東氏は「石川大夫」を君子と見るが、詠作時期を慶雲三年とし、派遣の目的に「祭事的な任務」があったと説き、本稿とはかなり理解が異なる。

(13) 東氏注12論文も「大宰少弐の官職たる吉美候が『長田王筑紫に遣はされて』の旅に水鳥まで同伴したというのが反って疑われる」と説く。

(14) 坂元氏注10論文参照。なお山田『講義』は卷三四の「大夫」と「卿」を列記し、書き分けがあるとする(卷三、六三頁以下)。

(15) 『寧楽遺文 上巻』所収。

(16) 永山修一「隼人と律令制」(『新版古代の日本3 九州・沖繩』角川書店・平3)

(17) 井上辰雄「隼人支配」(『日本古代文化の探求 隼人』社会思想社・昭50)は、出水・高城の二郡は「薩摩隼人支配の特殊行政区画」と述べる。

(18) 高城郡の郷名と、肥後国の郡名が一致することを、井上氏注17論、永山氏注16論が指摘している。

(19) 「水鳥」の所在については、鶴久「『水鳥』考」(『萬葉』31号、昭34・4)に考証があり、大鼠蔵島を比定する。鶴氏は、大鼠蔵島に畿内と同じ様式の古墳があることから、水鳥が「畿内大和の直轄的存在ではなかったか」と推測しており、興味深い。

(20) 女性仮託の留守歌の形式で旅立ちを祝福する方法は、憶良の「好去好来歌」や、虫麻呂の「西海道節度使宇合を送る歌」にも見られ、遣使送別歌の儀礼的な型と考えられる。